

木城町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2025

1. 取組目的

本町では、木城町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講ずることとしております。

そこで本プログラムでは、戸別訪問等による所有者への積極的な普及啓発を行います。

2. 対象区域、対象建築物の設定

対象区域 : 木城町全域

対象建築物 : 昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅（平屋又は 2 階建て）

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は、木城町建築物耐震改修促進計画と整合させ、下記のとおりとします。

取組期間：2019 年度～2028 年度（10 年間）

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
戸別										
訪問										
等										

4. 令和 7 年度（2025 年度）取組内容

（1）戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ① 対象建築物約 200 戸に対して各種広報（無線告知放送や広報誌等）により、希望者に対し戸別訪問を実施する旨を周知する。
- ② 戸別訪問を希望される方に対して、戸別訪問を実施する。
- ③ 戸別訪問はリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- ④ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

（2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ① 耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明する。
- ② 耐震診断後に耐震改修を行ったかどうか把握できていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促す。

（3）改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ① 県と共同で事業者育成講習会を実施する。
- ② 県が作成した改修事業者一覧をホームページに掲載する。

（4）耐震化の必要性に係る周知・普及

- ① 広報誌において、耐震改修の必要性を周知する。
- ② 耐震相談窓口を設置する。
- ③ 耐震補助のリーフレットを作成・配布する。

5. 前年度までの実績事業費及び令和7年度目標 ※ ()は件数 単位：千円

	耐震診断	耐震設計	耐震改修	総合支援	建替・除却	戸別訪問	ダイレクトメール
H18	450 (10)	—	—	—	—	—	—
H19	45 (1)	—	—	—	—	—	—
H20	45 (1)	—	—	—	—	—	—
H21	0 (0)	—	—	—	—	—	—
H22	0 (0)	—	—	—	—	—	—
H23	0 (0)	—	—	—	—	—	—
H24	300 (5)	—	0 (0)	—	—	—	—
H25	120 (2)	—	2,350 (2)	—	—	—	—
H26	120 (2)	—	1,500 (1)	—	—	—	—
H27	780 (13)	0 (0)	1,500 (1)	—	—	—	—
H28	420 (7)	150 (1)	0 (0)	—	—	—	—
H29	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—	—	—
H30	60 (1)	150 (1)	0 (0)	—	—	(3)	(0)
H31	120 (2)	0 (0)	0 (0)	—	—	(5)	(252)
R2	120 (2)	—	—	1,250 (1)	0 (0)	(2)	(0)
R3	60 (1)	—	—	0 (0)	0 (0)	(1)	(0)
R4	180 (3)	—	—	0 (0)	0 (0)	(0)	(200)
R5	408 (3)	—	—	0 (0)	除 345 (1)	(0)	(0)
R6	680 (5)	—	—	1,000 (1)	0 (0)	(0)	(66)
合計	3,908 (58)	300 (2)	5,350 (4)	2,250 (1)	除 345 (1)	(11)	(518)
R6	408 (3)	—	—	2,300 (2)	建 380 (1)	(5)	(5)

※除：除却 建：建替え

6. 自己評価

(1) 前年度（令和6年度）の取組実績

- ① 相談者に耐震診断と耐震改修の補助事業について説明を行った。
- ② 能登地震以降、相談者が増加しているため、令和7年度の事前受付を行なった。

(2) 前年度（令和6年度）の課題

- ① 耐震診断及び改修に関して、問い合わせがあり事業の説明を行っているが、既設住宅の危険性が十分に伝わっていない。
- ② 耐震診断後、改修に結びつかないケースが多く、耐震診断で満足してしまっている所有者を耐震改修へと誘導していく必要がある。
- ③ 対象住宅の所有者が高齢化しているため、耐震改修の促進が十分に行えていない。

(3) 改善策

- ① 本事業の広報活動として、町内放送及び月報の掲載を定期的に行って事業の促進を図る。
- ② 耐震診断後、改修へと結びついていない所有者に対し、ダイレクトメールを送付する。